

○添付書類について(ご夫婦の場合は、配偶者に係る添付書類も必要です。)

預貯金等の内容	申請に必要な書類(例)
預貯金(普通・定期)	本人及び配偶者の預貯金通帳等のコピー(複数ある場合は全て) (1)銀行名・支店・口座番号・名義が分かる部分と、(2)最終の残高(申請日から2か月以内に記帳したもの)が分かる部分。 (インターネットバンクであれば口座残高ページのコピー) 証券会社や銀行の口座残高のコピー等 (ウェブサイトのコピーも可)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債等)	購入先の銀行等の口座残高のコピー等 (ウェブサイトのコピーも可)
金・銀(積立購入を含む)等購入先の 口座残高によって時価評価額が容 易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高のコピー等 (ウェブサイトのコピーも可)
投資信託	銀行・信託会社・証券会社等の口座残高のコピー等 (ウェブサイトのコピーも可)
負債(借入金・住宅ローン等)	残高証明書等
現金	なし(申請書に金額を記入してください。)
家、土地等の不動産、生命保険、自動車、腕時計、宝石等時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財等の資産は、対象外です。	
※認定の審査に当たっては、負債(借入金・住宅ローン等)がある場合には、その額を預貯金等の額から減額します。	
※窓口申請の場合は、 あらかじめ上記書類のコピーをご用意いただいたうえでお越しください。窓口ではコピーいたしません。	
申請書を郵送する場合には、上記書類のコピーを同封してください。	
○申請書に個人番号を記入したときは、次の書類が必要です。 なお、個人番号が未記入であるということだけを理由として申請を受け付けないということはありません。	
(1)被保険者本人が申請する場合	
被保険者本人を確認するためのもの	被保険者本人に係る①又は②の書類 ① 個人番号カード、運転免許証等の写真の表示がある官公署が発行した書類 ② 介護保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証等の写真の表示がない官公署が発行した書類を2種類以上
	個人番号カード、通知カード等
(2)代理人が申請する場合	
代理人を確認するためのもの	代理人に係る①又は②の書類 ① 介護支援専門員証、運転免許証等の写真の表示がある官公署が発行した書類 ② 介護保険被保険者証、国民健康保険被保険者証等の写真の表示がない官公署が発行した書類を2種類以上
	被保険者本人の個人番号カード若しくはそのコピー又は通知カード若しくはそのコピー
被保険者本人の個人番号を確認するためのもの	
代理人が法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 代理人が任意代理人の場合は、委任状又は被保険者本人の介護保険被保険者証	代理人が法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 代理人が任意代理人の場合は、委任状又は被保険者本人の介護保険被保険者証
※申請書を郵送する場合には、上記書類のコピーを同封してください。	